

町村週報

(町村の購読料は会費
の中に含まれております)

2319号

毎週月曜日発行

〒100 0014 東京都千代田区永田町 1 丁目11番35号 : 電話03 3581 0486番 FAX03 3580 5955

発行所 **全国町村会** 発行人 渡辺 明 : 定価 1部40円・年間 1 500円(税、送料含む) 振替口座00110 8 47697



梅雨の晴れ間

もくじ

| | | | | | |
|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 政 策 | 政 策 | 政 策 | 政 策 | 政 策 | 政 策 |
| フォーラム | フォーラム | フォーラム | フォーラム | フォーラム | フォーラム |
| 情 報 | 情 報 | 情 報 | 情 報 | 情 報 | 情 報 |
| 随 想 | 随 想 | 随 想 | 随 想 | 随 想 | 随 想 |
| 報 告 | 報 告 | 報 告 | 報 告 | 報 告 | 報 告 |
| 新 潟 県 中 之 島 町 長 樋 山 桑 男 | 新 潟 県 中 之 島 町 長 樋 山 桑 男 | 新 潟 県 中 之 島 町 長 樋 山 桑 男 | 新 潟 県 中 之 島 町 長 樋 山 桑 男 | 新 潟 県 中 之 島 町 長 樋 山 桑 男 | 新 潟 県 中 之 島 町 長 樋 山 桑 男 |
| (11) | (10) | (9) | (8) | (5) | (2) |

●写真募集●

本誌表紙に掲載の写真を募集しています。四季折々の風物や行事など適当な写真がありましたらご寄贈下さい。(写真には題名、町村名を付けて下さい)なお、採否は当方に一任願います。送り先: 全国町村会・広報部

閑話休題

触らぬ神に祟りなし。ただし祟めるのであれば、まずは心身の汚れを祓わねばならぬ。

『古事記』の昔、天照大御神は御子の天忍穗耳命に豊葦原の水穂国を治めるようおせられた。ところが、葦原(あしはら)中国には千早振る荒ぶる国の神が大勢いることが分かり、八百万の神々と相談して、別の神を遣わした。三年の間何の音沙汰もなかった。その次に天降らせた神も八年間何も復奏しなかった。いずれも大国主神に籠絡されたのだが、居心地もよかつたにちがいない。

水穂の国の昨今

しびつ、斗筭とは心の

情報技術がめざましく発達した今日でも、高天原の御意向は何いがたい。察するに、何やら、悪し原の迂闊(うごん)は、「神の国」の直言直後いたく騒々しいので、今度はいかなる神を遣わすべきかと、さぞや思金神をはじめとして、思案にくれていることであらう。

一方、古事記よりもずっと昔に、大陸の外つ国では、子貢が士人の資格について訊ねたところ、孔子はおよそ次のように答えた。「まず士と

いえる人物とは、自分の行為に恥を知り、四方に使いして君命を辱めない者。その次は、宗族からは孝行者と、郷党からは悌順といわれる人である。あえてその次をあげれば、言は必らず信、行は必らず果断、ただしそれはこちこちの小人だが、と評された。

さらに子貢は問うた。「今の政に従う者はいかんと。子は言われた。「あゝ、斗筭(とく)の人、なんぞ算(な)するに足らん」と。(論語卷第七、子路第十三)。筭は一斗二升入る竹製のめ

せまい小人物のたとえである。この問答の少し後に周知の対句が見られる。「子の曰く、君子は和して同せず、小人は同じて和せず」と。

また巧言令色の時節がやってくる。

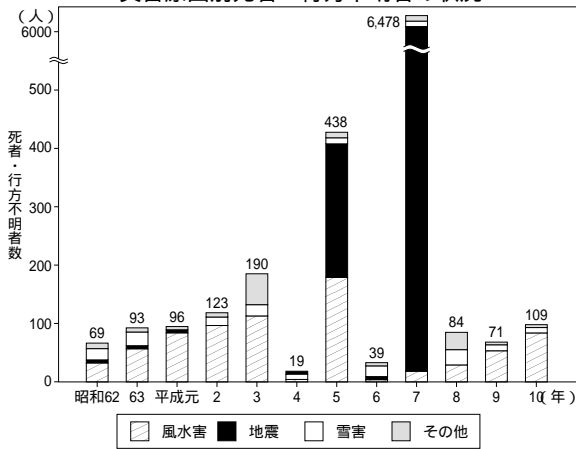
世に誤解の種はつきないが、大八洲では暗黙の了解を好む気風もあれば、危言を重んじ互解を嫌う気風もあつた。わが欲(ほ)りし雨は降り来ぬかくしあらば、言(ことば)せすとも年は榮えむ」(万葉集四、一一四番)。

(東京大学名誉教授 西川 治)

平成12年版 防災白書

地域防災力の強化を提言

災害原因別死者・行方不明者の状況



(注) 地震には津波によるものを含む。
平成7年の死者のうち、阪神・淡路大震災の死者については、いわゆる関連死910名を含む。
(消防庁資料をもとに、国土庁作成。)

●平成十一年度は、六月二十三日から七月三日までの梅雨前線豪雨により西日本を中心に大きな被害が生じたほか、九月二十四日に上陸した台風十八号では高潮災害により激甚な被害が発生した。平成十一年には、時間雨量一〇〇mm以上の豪雨が十回観測されており、平年値を大きく上回っている。

●また、九月三十日には、東海村ウラン

我が国の災害の状況

国土庁は、このほど平成十二年度版防災白書をまとめ公表した。

災害の発生しやすい我が国は、昨年度も梅雨前線豪雨や台風第十八号をはじめ、我が国初の東海村ウラン加工施設の臨界事故、さらに今年三月三十一日の北海道・有珠山の噴火などが発生しており、これら災害に対する国や現地の対応状況等が報告されている。

今回の白書では、各地の風水害の事例をもとに、地域防災力の強化に向けた取り組みに重点を置いているのが特徴で、特に熊本県での高潮災害や有珠山噴火などを教訓として、ソフト施策を充実させる必要性を強調している。本誌では、この特集となつて第五章の「地域防災力の強化に向けて」の要点を紹介する。

●我が国では、毎年、自然災害により多くの尊い人命や財産が失われているが、昭和三十年代以降、死者・行方不明者の数は、長期的に見れば

【平成十一年度】
発生した主要な災害】
●平成十一年度は、六月二十三日から七月三日までの梅雨前線豪雨により西日本を中心に大きな被害が生じたほか、九月二十四日に上陸した台風十八号では高潮災害により激甚な被害が発生した。平成十一年には、時間雨量一〇〇mm以上の豪雨が十回観測されており、平年値を大きく上回っている。

加工施設において、我が国初めての臨界事故が発生した。

●さらに、平成十二年三月三十一日には、有珠山が噴火した。これに先立ち、三月二十七日午前から火山性の地震が次第に増加したこと等を受け、二十八日中に周辺一市三町で災害対策本部が設置された。二十九日午後一時から順次、危険区域の住民に避難勧告・避難指示が出され、噴火前の三十日までにほぼ全員の避難が確認されていた。

政府は、噴火した三十一日、直ちに有珠山噴火非常災害対策本部及び同現地対策本部を設置して、その対策に取り組んでいる。

地域防災力の強化に向けて

― 風水害を事例として(特集) ―

自然災害多発国であるわが国では、災害時に相互扶助するコミュニティ組織を形成するなど、災害文化とも呼び得る各自の災害対応力と地域の繋がりを醸成してきた。しかし、戦後の国土保全事業をはじめとした防災行政が進展するなかで、行政への過剰期待・依存が生じ、災害体験の減少ともあいまって、個々人の自分の身は自分で守る」という基本的な認識が薄れ、地域の災害対応力が低下してきた面があると認識される。

こうした認識のもと、個々人の自立的な防災意識の醸成、行政の積極的な情報開示、地域の自主的な防災

政 策

行動を促すことにより、地域全体の災害対応力を強化することが重要である。

1. 国土保全事業の効果とソフト施策の充実・活用

● 洪水被害面積を大幅に減少させるなど国土保全事業は国土の安全性の向上に高い効果を発揮している。

● 一方、政令指定都市など外延化が進行している都市圏を中心に、依然として急傾斜地への住宅立地が進んでいる。

● 土砂災害危険箇所数が、一定の割合で増加傾向にある一方で、事業の整備率は横ばい状態にある。国土保全事業に対する重点化・効率化の要請も鑑みると、今後は、国土保全事業と併せて、危険箇所の開発制限と立地規制、危険箇所からの移転、警戒避難体制の整備確立などのソフト施策の一層の充実と活用が必要である。

● 国土保全事業の実施は地域特性に応じて重点化、効率化することとなるが、この場合、国土保全事業総体の効果を大きなものとするため、二十一世紀初頭からの総人口の減少と人口分布の変化の見通しを十分勘案する必要が有る。

● 行政としては、住民が行政の対応範囲を正しく理解して、ハード施策を過信することのないよう、危険区域の存在を正しく伝え、その認識を促すことが重要である。また、行政の対応におのずから限界がある事実を住民に周知することも必要であ

る。

2. 的確な避難誘導の重要性とその実現に向けた平常時の行政の備え

適切かつ迅速な警戒情報の提供と避難誘導による減災対策は、防災対策の重要な柱となる。特に適切な時期に的確な避難勧告・指示を発令することが大切である。そのため、自治体は、時期を逸することなく避難勧告を発令できるよう、平常時から、地域特性を斟酌しつつ発令の客観的指標や情報収集伝達体制を整備しておく必要がある。

(1) 熊本高潮災害におけるA町の避難 (平成十一年九月)
● 昭和四十七年に水害、昭和六十年に高潮災害を経験したことから、危険情報を伝達する同報無線を各戸に配備、住民参加型の防災訓練を実施。また、緊急時には避難誘導の迅速化のため町職員を町内各所に分散配置。

(2) 有珠山に伴う避難 (平成十二年三月)
● 昭和五十二年に噴火を経験したことから、平成七年にハザードマップを作成し各戸配布。避難所も指定。

A町とB町の台風18号への対応

| 月 日 | 時 刻 | 気象・災害の状況 | A 町 の 対 応 | B 町 の 対 応 |
|-------|-------------------------|------------------------|---|------------------|
| 9月22日 | 17:25 19:30 | 雷 強風 波浪注意報 | 町役場から住民への災害警戒の呼びかけ | |
| 9月23日 | 11:00 17:00 20:00 | 波浪警報発令 | 1時間毎の観測に着手 町役場災害対策会議 災害対策本部設置 町職員 消防団員を町内に配置 | |
| | 20:30 | 大雨 洪水警報発令 | (町内パトロールを繰り返す) | 災害対策本部の設置 |
| 9月24日 | 21:00 4:08 | 瞬間最大風速38.0m/s (A役場風速計) | 町内巡回パトロール不能となる | 庁舎の停電 窓ガラス破損 |
| | 4:00過ぎ | | 停電 役場非常電源に切替 | |
| | 4:12 | | 消防団員から海面が防波堤を超えている旨報告 | |
| | 4:24 | 瞬間最大風速48.8m/s (A役場風速計) | 町内全体に避難勧告 | |
| | 4:30頃~5:30頃 | 高潮の発生(A町) | 消防団員から海面が防波堤を超えている旨報告 | |
| | 4:49 | | 町内全体に避難勧告 | |
| | 4:50 | | | |
| | 5:00頃~6:00頃 | 高潮の発生(B町) | | |
| | 6:00 | | 人的被害状況の調査開始 | 消防団員による救助 捜索活動開始 |

(注)警報については 台風18号に伴う発令のうちから 各種類とも一番はじめに発令された時点にのみ記載 (国土庁調べ)

危険情報を伝達する同報無線を各戸に配備、住民参加型の防災訓練を実施。また、緊急時には避難誘導の迅速化のため町職員を町内各所に分散配置。

● 高潮発生の前日に災害対策本部を設置して、町内巡回パトロール、警戒の呼びかけを実施。高潮発生の直前に避難勧告を発令し、住民の避難を促した。
● 多くの住家被害を受けたものの、犠牲者をたすことはなかった事例である。

● 昭和五十二年に噴火を経験したことから、平成七年にハザードマップを作成し各戸配布。避難所も指定。

住民の防災意識の高揚と地域防災体制の整備に努めていた。

● 三月二十九日の緊急火山情報を踏まえ避難勧告・指示を発出。三十一日の噴火前までに約一万二千人が避難を完了。本日まで噴火による人的被害なし。

● 過去の噴火事例の研究、整備された観測体制、時機を得た行政の対応により、住民の適切な避難を促した事例である。

(3) 得られた主な教訓
● 危険情報の事前周知
自主避難を促すとともに、避難勧告・指示への対応を早めるハザードマップ(被害想定、避難場所などを示した地図)を作成し、各戸へ配布することの重要性。

● 的確な避難勧告のための情報収集伝達体制
迅速な警戒避難の判断に必要な気象情報等を手し得る情報収集体制

A町とB町の台風18号による人的被害・住居被害状況

| | A町の被害状況 | B町の被害状況 |
|------|---------|---------|
| 人的被害 | 死者 | 0名 |
| | 重傷者 | 1名 |
| | 軽傷者 | 5名 |
| 住家被害 | 全壊 | 5棟 |
| | 半壊 | 72棟 |
| | 一部破損 | 996棟 |
| | 床上浸水 | 30棟 |
| | 床下浸水 | 72棟 |

(国土庁調べ)

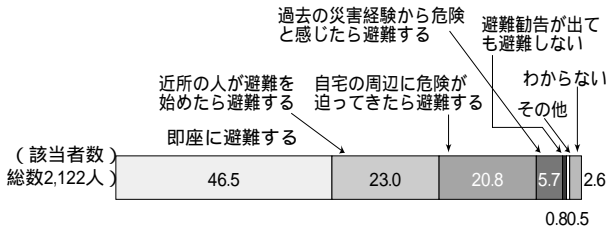
政 策

を確立するとともに、警戒・避難情報を継続的に住民に伝達するため、同報無線など情報伝達網を整備する。また、複数の情報源、連絡網を確保。

●避難勧告の発令基準の明確化
過去の災害の検証、専門家による検討等を踏まえ、できるだけ安全側にたった客観的な指標に基づき避難勧告を発令することが重要。当該地域における指標の変化や、近隣地域における災害発生状況などを、災害発生の危険性が小さい段階から継続的に住民に伝達し、住民の災害に対する認識を高めるとともに、避難準備の時間をできるだけ確保する。

3. 平常時からの住民への危険情報の周知

水害や土砂災害の避難勧告への対応



(「防災と情報に関する世論調査(総理府)」(平成11年6月))

●水害や土砂災害に対する避難勧告が発令されても即座に避難を開始しない住民が多い。行政による避難誘導の実効性をあげるためには、住民の「自分の身は自分で守る」といし主体的な防災意識が不可欠である。

●住民の防災意識を醸成し、避難勧告発令時の速やかな避難など主体的な防災行動を促進するには、危険箇所等の危険情報やおのずから存在する行政対応の限界を、平常時から住民に周知することが有効である。

4. 行政・住民・コミュニティ・企業の連携による「地域防災力」の強化

行政による危険情報の事前周知と災害時の適切かつ迅速な情報伝達とともに、住民自らが地域防災の主体であるという認識の向上と取り組みの活性化が必要である。防災リーダーの育成、住民と行政の一体的な防災訓練の実施など、地域単位での行政、住民、コミュニティ、企業の連携により、地域全体の災害対応力、すなわち「地域防災力」を強化する施策が重要である。

①防災対策における行政、地域、個人、企業の新たな役割分担、連携について再考し、社会全体として危険の存在を認識しつつ、不測の事態にも対応する。

②住民がおののちに避難行動を決定するばかりでなく、地域コミュニティ内で情報交換を行ったり、互いに注意喚起するようなコミュニティの助け合いの姿勢が安全の確保を確かなものにする。

なものにする。

③住民個人の対応にも限界があることから、行政と住民個人、自主防災組織等の連携により地域全体で対応することによって、地域の真の災害対応力の強化を導くことが出来る。

④行政、住民、コミュニティ、企業などの地域構成員が、それぞれに地域防災の主体であるという認識を持ち、防災対策に取組む必要がある。その上で、各主体間の緊密な連携を図り、地域全体の災害対応力、すなわち「地域防災力」を強化する。

⑤個々人の自律的な防災意識の醸成、地域の自主的な災害予防、行政の積極的な防災情報の開示などの相互作用を促すことにより、地域防災力の向上とセイフティ・ネットの構築を推進することが重要である。

フォーラム

平成1年度 地域づくり自治大臣表彰

活力のあるまちづくり・産業経済部門

カーニバルパークミハマ(モザイク型テナントビル)



現地レポート

沖縄県

 ちゃ たん ちょう
 北 谷 町

都市型リゾートによるまちづくり

北谷町の概要

本町は、県都那覇市から約一六kmの沖縄本島中部に位置し、町土の公示面積は一三・六一km²で、南北約六km、東西約四・三kmとやや長方形をなしています。町の西部は平坦で海岸の汀線延長五・六kmの全面が東シナ海に面しており、彼方には慶良間諸島を望むことができる眺望の良い地域です。

気候は、亜熱帯性気候で四季を通じて温暖であり、平均気温は約二二度程度です。

美浜タウンリゾート・アメリカンビレッジ計画

アメリカンビレッジ計画の大きな目的は、北谷町の産業振興、雇用の場の確保及び財政基盤の確立であり、この初期の目的を達成することにより、町民の種々のニーズに添えていくとともに、本町の活性化を図ることをねらいとしています。

北谷町は、町土の約五六%が軍用地で占められ平坦部の利便性の高い地域を米軍提供施設が占有し、町域が分断されています。その影響で産業振興が阻害され産業構造のひずみ並びに経済活性化に多大な障害をきたしていました。

これらの課題解決の一環とし



て、基地返還跡地の効率的利用と連担して、昭和六十一年に町西海岸部桑江地先に公有水面埋立造成事業を行い、昭和六十三年同事業が完了しました。当該事業により創出された地域は約四九haの面積で、住宅用地・公園用地等として約三八ha、町の産業活性化のためのリゾート用地として約一三ha(当初二一ha)の利用計画が策定されました。

リゾート開発にあたっては、県民の余暇活動の調査や交通アクセスの検討、西海岸に面した地理的優位性、沖縄の歴史的背景等を考慮し、基本計画を策定しました。

県民の余暇活動では、ドライブが顕著であり、県内に数多くあるリゾート施設の利用は少数でありました。このことは、これまでのリゾート施設が県外観光客を対象としてつくられたものであり、価格面での割高感もあることに起因

フォーラム

カーニバルパークミハマ



軍事基地の存在から沖縄の文化とアメリカの文化が混在し、融合した独特の文化・県民性が培われてきました。

すると考えられます。このことは、県民誰もが気軽に楽しめる場を必要としていることを示しています。

また、本町は沖縄本島の中部に位置し、沖縄市、宜野湾市に隣接しており、県都那覇市からも約一六kmと近く、沖縄県の人口が集中する都市圏の域内で、国道五八号が南北に縦断する地理的に有利な場所であり、半径一五km圏内に約八十万人の人口を抱えていることから都市型のリゾート開発が可能であると考えました。

更に、沖縄は琉球王国時代、薩摩の侵攻、アメリカ統治下時代という歴史の背景の中で、独自の文化を形成し、特に中部においては、

このようなことから、美浜のリゾート開発にあたっては、アメリカの文化と融合した独自の文化を生かした特色あるリゾート開発を検討し県民が誰でも気軽に訪れることができ、「安くて、近くて、楽しみのある」空間を創出することを基本に、宿泊ゾーン、ショッピングゾーン、アミューズメントゾーンを配置しています。さらに賑いのある都市空間を形成するために当該地域に隣接する運動公園、ビーチ等の利用と相乗効果が

発揮できるよう考慮し、単なる都市空間の創出だけでなく県外観光客にも十分認知されるよう、特色のあるリゾート開発を展開していきます。



7 Pleex+1(映画館)

シンボルロード



「シンボルロード」は、現在、八つのスクリーンを持つ映画館、大型ショッピングセンター、ボウリング場、レコーディングスタジオ&ライブハウス、DIYセンター、アメリカン雑貨の店、国民年金休暇センター、直径五〇メートル級の大観覧車・3D(立体映像)等が既に立ち上がっています。また、平成十二年夏には外食専門店を主体としたショッピングアミューズメントモール、平成十四年には二階建のコンドミニウム型のリゾートホテルが開業の予定です。

公共施設の整備にあたっては、地区中央には歩道を広くとつた幅三〇mのシンボルロードを配し、レンガ歩道、ボードウォーク、東屋、照明灯、植栽等でアメリカらしさが溢れ、歩行者が楽しみながら散策でき、各種のイベントに対応できる空間をつくり、これまでの沖縄になかった、特色あるタウンリゾートとして県民及び観光客が集える地域をつくり、沖縄観光の新しい場の形成を目指しています。

美浜タウンリゾート・アメリカンビレッジの進捗状況
平成十二年四月現在)

現在のアメリカンビレッジ構想は、バブル崩壊後の平成六年度に策定され、参加企業の募集が行われ、現在十一社が開業に至っております。

「美浜タウンリゾート・アメリカンビレッジ」は、現在、八つのスクリーンを持つ映画館、大型ショッピングセンター、ボウリング場、レコーディングスタジオ&ライブハウス、DIYセンター、アメリカン雑貨の店、国民年金休暇センター、直径五〇メートル級の大観覧車・3D(立体映像)等が既に立ち上がっています。また、平成十二年夏には外食専門店を主体としたショッピングアミューズメントモール、平成十四年には二階建のコンドミニウム型のリゾートホテルが開業の予定です。

また、隣接する北谷公園において「シーポートちゃたんカーニバル」、「シーポート北谷トロピカルトリアスロン」の二大イベントが夏に、春と秋には中日ドラゴンズのキャンプがあり、それらが相

フォーラム

乗効果となって地域の人々の交流、活発なコミュニケーション、海辺を中心とした賑わいのあるまちづくりが大きく進展しています。

美浜アメリカンビレッジ全企業の計画を集計すると、集客数が年間七〇万人、総投資額二一五億円、雇用人員が約一、六〇〇人です。

まとめ

美浜タウンリゾート・アメリカンビレッジの実現は町民が長い間待ち望んできた夢の実現であり、このことが町の産業振興及びこれからの軍用地跡利用に向けた大き



アメリカンデポ衣類・雑貨

な起爆剤となることと期待している事業であります。

この事業は、民間活力の導入により町の活性化を推進しようとするものであり、町の役割としては、当該事業区域内のインフラ整備を実施し、参加企業が円滑に事業運営できるよう努めると同時に、町民及び利用者が安全で快適に活用できる空間を創出することです。

具体的には、国道からの進入車線の拡幅、修景施設、公共駐車場等の整備です。

また、本事業に参加する企業が本事業の目的を十分認識し、事業のコンセプトを遵守し、継続的に運営することが肝要であり、そのため各企業で構成する事業者会も設立されています。

今後の課題としては、本町西海岸一帯でのゆとりを保つた交通アクセスの確保、アメリカンビレッジに隣接して計画されているフィッシュヤリーナ整備事業とあわせたらなるリゾート環境の整備、そして関連整備計画の推進によって築き上げられた都市基盤の活用をいかにして継続発展させていくかであり、成熟したまちを総合的な視点に立って形づくることにあります。

(北谷町企画課 比嘉昌海)

情 報

新任・都道府県町村会長の略歴

愛知県町村会は五月九日の理事会で次のとおり会長を選出した。

愛知県町村会長
東加茂郡旭町長

塚田 武士

昭和四年一月一日生



【住所】愛知県東加茂郡旭町大字大坪字高能田八番地
【町長に当選するまでの経歴】昭和二十八年一月旭町役場事務吏員、四十四年十二月農業土木係長、四十八年四月土木課長、五十三年十月総務課長、五十九年十一月収入役
【町長としての当選回数】三回、平成四年五月町長に初当選、八年五月無投票で再選
【町村会関係の経歴】平成四年五月東加茂郡町村会副会長、七年五月同会長、七年六月愛知県町村会理事
【主な業績】第三十一回全国スポーッ少年大会の開催（愛知県で始めて開催）、国民体育大会（わかしゃち国体）カヌースラローム・ワイルドウォーター開催、ワールドカップカヌースラローム愛知・旭大会開催ア

長崎県町村会は五月十六日の臨時総会で次のとおり会長を選出した。

長崎県町村会長
西彼杵郡大島町長

秋山 隆雄

昭和三年十月二十七日生



【住所】長崎県西彼杵郡大島町一九二番地八
【町長に当選するまでの経歴】昭和二十六年神栄生系（株）東京支店勤務、二十七年大島町役場に奉職、三十三年大島町総務課長、四十三年大島町企画室長、四十七年大島町助役、五十年大島町長
【町長としての当選回数】七回
【町村会関係の経歴】昭和六十年長崎県町村会評議員、平成四年全国離島振興協議会会長、七年西彼杵郡町村会会長
【主な業績】長谷川砂防ダム建設、地域下水処理場建設、大島総合公園野球場建設、特別養護老人ホーム

ジアで初開催）、中学校の統合（校舎が文部大臣公立学校施設奨励賞・全国建築業協会会長賞他受賞）、県営ほ場整備の実施（全国中山間地域で初めての県営事業）、町内コミュニティ施設の完備、町老人憩の家の整備、町福祉センターの完成（温泉と自然景観の利用）、東加茂郡内縦貫広域農道の完成、農村総合整備モデル事業の完成、山村特對事業の完成
【趣味】囲碁、ゴルフ、釣り、俳句、読書

【家族】妻

建設 町道間瀬大島線、大島総合多目的広場建設、町奨学金貸与制度制定、寺島大橋建設、町道寺島線及び寺島大橋開通祈念公園建設、大島若人の森の運動広場の建設、町立図書館建設、大佐古谷トンネル建設、町民保健センター建設、新大島東小学校建設、町民文化ホール建設、大島大橋建設

【趣味】読書・囲碁・釣り

【家族】妻

六月の俳句カレンダー

さからはす十葉をさへ茂らしむ

富安 風生

「十葉」はドクダミのこと。「ドクダミ茶なら知ってるよ」という人も、ドクダミの生えているのを、それと知って見たことは少ないと思う。しかし、健康飲料になるほど生命力の強いこの雑草は、都会の住宅街でも庭の隅や塀の際に見かけることがある。野草愛好会の人たちには叱られるが、綺麗な草花ではないから取り除こうとすると、なかなか手強い。この間にかまた生えてくる。作者は、そんなに厄介な雑草にも逆らわず、自然に對する優しい目を持っている。きっとその庭では小鳥たちものびのびと囀っていたに違いない。

この間のあな柔らかに蜜かな

高浜 虚子

野山の草木の緑が濃くなる頃、水辺は蜜の季節である。と言っても、今や都会では蜜が長距離運搬で運ばれ、公園やホテルの庭園に放たれる時代。蜜にとつてはいい迷惑というものの。しかし、心ある人たちが小川や沼沢に蜜を呼び戻そうと環境改善の草の根運動を続けている。地道な努力の成果が上がっていると聞くと嬉しくなる。農薬や排気ガスの汚染の進まなかった昔は、季節の移り変わりを知らせるように、蜜が穏やかな自然の中に舞う夜のしじまは、この句のように人にも虫にも柔らかに感じられたものと思う。

カサレ Now & News

二〇〇一年に生まれる 福島県
新生児には追加の祝い金 古殿町

少子化対策の一環として、こ
れまでも新生児一人につき三十
万円、第三子にはさらに三十万
円の祝い金を贈ってきた町は、
二十一世紀の幕開けを記念し
て、二〇〇一年に町内で最初に
生まれた新生児に祝い金二十一
万円を贈っていくとともに、同
年一月から三月までに生まれた
全員に町内で使える商品券五千
円を贈っていくことにした。

公共施設の利用促進に 茨城県
無料福祉バスを運行 八千代町

町は、高齢者などを中心に、
昨年オープンした温泉施設や図
書館、公民館など公共施設の利
用を促すため、町内ほとんどの
地区に停留所を設け、町内八
コースを走る、無料の福祉バス
を運行している。

高齢者に配慮し関係業務の 千葉県
一本化と窓口移設 成東町

市民サービスを向上させるた
め町は、高齢者の総合相談など
を担当する、高齢者支援係と、
介護保険事務を取り扱う「介護
保険係」の二係で構成する「高
齢者支援課」を新設し、高齢者
に関する業務を一本化すると
もに、高齢者が利用しやすい庁
舎一階に配置した。

「ホームページ」で町出身の 山梨県
画家等の絵を紹介 御坂町

町民に美術作品に親しんでも
らうため、町教育委員会は、故

穴山勝堂氏や故石原益夫氏、故
横尾木鶏氏など、町出身やゆか
りのある画家の絵を紹介する
ホームページ「みかさアート
ギャラリー」をインターネット
上に開設し、画家ごとに紹介
コーナーを設け展示している。

「むらの匠」の
認定制度を創設 新潟県
頸城村

郷土の伝統や文化を二十一世
紀に残し、子供たちの体験学習
や高齢者の生きがい対策を進め
ていくため、村は宮大工、民話
の語り部、わら細工職人、酒だ
る職人、杜氏(とうじ)など、
昔ながらの職人技や特技を持つ
村民を「むらの匠(たくみ)」と
して認定する制度を創設した。

「高齢者能力活用 センター」の建設 長野県
下諏訪町

高齢者の生きがいを創出し、
社会参加を促していくこと、町
は厚生省の介護予防拠点整備事
業の補助を受け、高齢者が趣味
や技能を仲間同士で教え合っ
たり、若い世代に伝えたりする活
動拠点として床面積七十平方
メートルの高齢者能力活用「セ
ンター」(仮称)を建設していく。

少子化対策で 岐阜県
特別手当金制度 武芸川町

町は、少子化対策として第三
子以降で十二歳以下の児童全員
を対象に、子育てのための特別
手当金として、年齢に応じ五千
円から一万五千円を支給すると
ともに、父子家庭に対して、月
額一万円の手当金(第二子以降
は二千元ずつ加算)を義務教育

終了まで支給している。

低所得者の 兵庫県
介護サービス負担は免除 養父町
町は、介護保険制度において
町の独自事業として、六十五歳
以上の高齢者夫婦や独居者の世
帯で、収入が生活保護基準以下
にもかかわらず、生活保護を受
けていない人を対象に、介護
サービス利用に伴う自己負担分
を全額免除している。

東京に 岡山県
アンテナショップを開設 赤坂町

町は、同名の縁で交流を続け
ている東京の赤坂一ツ木商店街
内にテナントを借り、町などで
出資している第三セクター会社
「赤坂天然ライス」に委託して、
町の有機無農薬野菜や特産品、
米などを販売するアンテナ
ショップを開設していくことを
計画している。

「タラソテラピー」を 愛媛県
取り入れた温浴施設の建設 大三島町

町民の健康維持を図るとも
に、新しい観光拠点としていく
ため、町は二〇〇一年春のオー
プンをめざし、同町宮浦の海岸
に人間の自然治療能力を高め、
皮膚病などに効果があるといわ
れているタラソテラピー(海洋
療法)の考えを取り入れた温浴
施設の建設を進めている。

緊急雇用対策事業を 福岡県
活用し介護従事者の育成 福岡町

町は、国の緊急雇用対策事業
を活用し、一人当たり一百万円
の負担額(通常四百万円程度)で、
ホームページ三級の養成講座

を町内の公民館などで実施して
おり、介護従事者を幅広く育成
していくことで、将来的には雇
用促進につなげていく。

「事業者移動費 長崎県
援助サービスを実施 対馬総町村組合

対馬の六町で構成する一部事
務組合「対馬総町村組合」は、
介護保険の一環として、県離島
医療圏組合のいづはら病院(敵
原町)、中対馬病院(美津島町)、
上対馬病院(上対馬町)に対し、
病院所在地以外の五町へ訪問看
護等へ出向く場合の交通費を支
給する「事業者移動費援助サー
ビス」を実施している。

総合交流施設利用の 鹿児島県
ための巡回バス運行 栗野町

図書館と温泉を備えた総合交
流施設が完成した町は、高齢者
などに気軽に施設を利用しても
らうため、民間会社に委託して、
施設を発着点とし町内六路線を
巡回し、全路線とも一回百円で
利用できる巡回バスを走らせて
いる。

介護サービス事業者に 沖縄県
船賃支給 竹富町

竹富や西表など九つの島から
成り、船が住民の足になってい
る町では、介護保険制度施行に
伴い、町外の介護サービス事業
者が町を訪れやすくなること
で、サービス内容の充実を図っ
ていくこと、介護サービス事業
者が町外から来町した場合の船
賃を支給している。

カサレ Now & News

随 想

先人に学ぶ



新 潟 県
 中 之 島 町
 樋 山 条 男

随
 想

きようは「穀雨」、しつとりと降る雨が大地を濡らし穀物を潤す日とか、暦はすでに春の終りを告げている。そう言えば、水苗代に種物を播くのも此の頃であった。今は、大方の農家がビニールハウスで育苗している。

小雪の年は春が遅い、今年はい先頃まで冷たい風に悩まされ、この先の天候不順が気遣かわれている。でも、分水公園の桜は今が満開、呼び物の「おいらん道中」には数万人の人出で賑わったという。大河津分水公園は、大正十一年に、信濃川分水路が十三か年の歳月と延べ一千万人の人手をかけた、通水に至ったのを祝って造られ、長汀を彩る六千本の桜並木を擁する県内屈指の桜名所でもある。わが中之島町は、この公園につ

づいた信濃川右岸に位置し、母なる川がもたらす恩沢を余すことなく享受する、「コメどころ」である。さて、エジプトはナイルの賜と言うが、穀倉新潟平野も、長野県を貫流した千曲川が犀川を合し、県境で名を信濃川と改め、更に上信越山系の水を抱えて幾万年もの間土砂を運び込んだ沖積地、ご多分に漏れぬ暴れ川であり氾濫の常習地帯であった。洪水の記録は三百五十年間に百回以上を数えることができる。もちろんこの間人々はただ手を拱ねていた訳はなく、以前から、二代にわたって全財産を抛って幕府に請願を続けた本間父子の例など、数多くの先覚者達の働きかけがあった。また幕府や明治新政府の動きもあつたが、いずれも挫折に終わっている。

思うに、大規模工事に伴う、地元の犠牲、莫大な経費負担、技術上の問題などがその理由であろうが、最大の障害は、古くは幕藩体制の分割統治、そして流域各地域の利害の対立、特に新潟港への影響にあつたと思われる。

いつの時代でも公共事業の成否には、あまり変らぬ共通点がある。或る先進的施策が実現に至るには、時として痛みを伴う契機がある。大河津分水工事もまた例外ではなかった。

明治二十九年の世に言う「横田切れ」である。濁流は三十二軒下流の新潟市にまで達し、死者四十六人、家屋の流失四百六十戸、田畑の埋没・冠水合わせて六万ヘクタールの大惨事を契機とし、更に自在堰陥没という不慮の災害復旧工事を経て昭和六年に完成した。

以来、信濃川本流には洪水による破堤はなく、泥沼は美田に変わり、新幹線や高速自動車道のはしる田園風景は、快適な生活の舞台となり、穀倉の名をほしいままにしている。

公園の中ほど、可動堰中心線の延長線上の位置に工事完成の記念碑がある。碑の両面に当時の内務省新潟出張所長青山士あきやまの撰文になる『萬象二天意ヲ覺ル者八幸ナリ』と『人類ノ為メ國ノ為メ』と

いう文字にそれぞれエスペラント語の訳文を付けた銘板が嵌め込まれている。可動堰工事を担当した宮本武之輔技師は、これこそ当時の土木技師の心意気であり、信条であると語っているが、二十世紀に生きる者としても学ぶべきことではある。

わが町の人口は一万三千人、その大半は父祖伝来の耕地に生きる専業農家であった。信濃川とその支流に囲まれた輪中に近い地形は、全面積の六割強が稲作水田、まさに米作りの町である。終戦直後の食糧難のころ、GHQの至上命令で実施された供出米制度では、全国一の供米出荷量をほこり、皇居前広場に造られた供米橋に村長(当時は村)が書き入れを行つた名譽は、供米制の厳しさをも忘れさせたのである。こうして培われた誇り(自負心)は、その後の町政に長・短両面で無意識に働き続けている。

いま、厳しい農業・農村の現実の中で、『うるおいと活力にあふれる田園都市なかのしま』を掲げ、町づくりを推進するに当たって大自然との共生の中で、先人が身をもって教え、培ってきた農魂(遺産)を糧として、二十一世紀の扉を開きたいものと、こころ密かにちかっている。(四月二十日記)

情 報

政策リーダー

政策リーダー

男女共同参画社会調査まとめまる 総理府

総理府はこの程、「男女共同参画社会に関する世論調査」を実施した。同調査は全国二〇歳以上の男女五、〇〇〇人(回答率六七・六%)を対象として実施されたもので、男女の地位に関する意識については、社会全体で見えた場合、「男性の方が優遇されている」と答えた人が七六・七%と、「平等」と答えた人が一七・七%を大きく上回った。

男女の地位の平等感を分野別に聞いた結果では(複数回答)、「学校教育の場」が六三・九%と最も高く、以下「家庭生活」(三九・七%)、「法律や制度の上」(三八・六%)、「職場」(二四・五%)、「政治の場」(一九・〇%)、「社会通念・慣習・しきたり」(一五・八%)の順となっている。

男性が優遇される原因については、「企業中心の日本社会を支えているのは男性だ」という意識が強い(六二・一%)、「社会通念や慣習」(三九・七%)、「男性優位にはたらくものが多い」(六〇・七%)と高い数値を示したほか、「育児、介護などを男女が共に担うための体制やサービスが充実していない」(三九・五%)と、四・三ポイント上昇した。

また、今回初めて設問に加えた「高年齢者が行うことだが、社会的な程度に家族が必要」(四三・七%)、「家族だけでは過重な負担がかかるので、社会の積極的な支援が必要」(三九・〇%)が高い割合を示したほか、「介護の家庭内での分担」については、「男女が共同で受けもつ方がよい」と答えた人の割合が八三・四%に上り、特に女性の四〇・五〇歳代で高い数値を示している。

平成十一年度環境白書公表

この度、平成十一年度環境白書が公表された。

これによると、二十一世紀の人類が直面する地球環境問題として、温暖化や環境の変化により人類社会の持続可能性を考へるとき、現在が地球環境の劣化に歯止めをかけるべき転換期であるとしている。

その上で、環境の世紀に向けた世界の潮流と日本の環境政策の展開として、欧州で温暖化の原因となる二酸化炭素排出の抑制策として、ガソリンや重油へ課税したり、省エネルギー設備投資への補助金や税制優遇措置と組み合わせることで効果を上げている例を紹介している。

また、日本においても、排出基準を定める規制的手法から、税や課徴金などによる経済的手法を中心とした環境行政への変革の必要性を明示している。

併せて、少子高齢化と情報化の進展が環境に与える影響について、①物への需要が減りサービスの需要が高まるので、環境影響は減ると考えられる②高齢者の増加で自動車への依存が高くなったり、病気で冷暖房時間が長くなるなど環境への負荷が増える可能性もあると指摘している。

また、今後の課題として、環境保全と経済活動とが統合すること、また、地域特性を活かした環境共生型の地域社会が、その基礎となること望ましいとしている。

「全国飼料増産戦略会議」を設置 国産飼料増産へ取組始まる

食料自給率の向上をはかるうえで、自給飼料の生産拡大が重要な課題となっておりことから、「飼料増産推進計画」が策定されるとともに、農林水産省、農協中央会、中央畜産会、日本草地畜産協会等を推進母体とする「全国飼料増産戦略会議」が設置された。計画の達成のためには、飼料増産関連制度・施策の普及、取組事例の紹介、マニュアルの作成、技術情報の提供等とともに、地域への取組に対する支援等が重要であるとされている。

飼料増産推進計画では、自給飼料基盤の強化、生産性・品質の向上、飼料生産受託組織の活用による生産の組織化・外部化、日本型放牧の推進等を基本方向として、増産をはかることとし、平成二十二年に到達可能な最大限の増産目標として、生産量五〇八万T D N トン(注)、一〇万T D N トン(注)を設定している。

六月一日に開催された、第一回の全国飼料増産戦略会議においては、①飼料増産推進計画を基本方針とする飼料増産運動の展開、②二年目標として、生産量三九一萬T D N トン、一〇万T D N トン(注)当たり収量四、一〇〇kg、作付面積九七万ha、③関係団体の役割分担を踏まえた活動等が確認された。今後は、パンフレットの配布等により趣旨の徹底と啓蒙をおこなうこととし、九月、一月から各三ヶ月を重点取組期間として、各団体も独自の取組を行うこととしている。

(注) T D N : 可消化養分総量